

老人診療報酬点数表の在り方について

1. 検討の背景

○ 現行の老人診療報酬点数表では、医科診療報酬点数表、歯科診療報酬点数表及び調剤診療報酬点数表（以下、「医科診療報酬点数表等」という）における診療報酬体系を基本としつつ、寝たきり老人在宅総合診療料、長期入院患者における90日超入院の適正化等、老人の心身の特性に着目した評価を設けている。

○ 具体的には

- ・ 増加の予想される寝たきり老人等に対し、適切な在宅医療を提供する等の観点から、老人診療報酬点数表独自の点数が設定されているもの

（例）

寝たきり老人在宅総合診療料	
イ 院外処方せんを交付する場合	2, 290点
ロ 院外処方せんを交付しない場合	2, 575点
老人処置料	12点

- ・ 老人の心身の特性に応じた医学的管理という観点、評価の適正化という観点等から、同一の診療行為の点数が老人診療報酬点数表と医科診療報酬点数表等とで異なるもの

（例）

療養病棟入院基本料（1日につき）	
1 入院基本料 1	1, 209点
2 入院基本料 2	1, 138点
老人療養病棟入院基本料（1日につき）	
1 老人入院基本料 1	1, 151点
2 老人入院基本料 2	1, 080点
留置カテーテル設置料	50点
老人留置カテーテル設置料	35点
外来管理加算	52点
老人外来管理加算 病院	47点
診療所	57点

等が設定されている。

- 一方、今般、「医療制度改革大綱」が政府・与党においてとりまとめられ、平成20年度に創設される新しい高齢者医療制度において、後期高齢者の心身の特性等にふさわしい医療が提供されるような診療報酬体系を構築することとされている。

(参考)

医療制度改革大綱（平成17年12月1日） 抜粋

（後期高齢者医療制度にふさわしい診療報酬体系）

後期高齢者医療制度の創設に当たっては、後期高齢者の心身の特性等にふさわしい医療が提供できるよう、新たな診療報酬体系を構築する。新たな体系においては、終末期医療の在り方についての合意形成を得て、患者の尊厳を大切にした医療が提供されるよう、適切に評価する。また、地域の主治医による在宅の患者に対する日常的な医学管理から看取りまでの常時一貫した対応を評価する。

2. 検討の方向性

- 高齢者医療制度の創設に伴い、平成20年度には現在の老人診療報酬について抜本的に見直すこととなるが、平成18年度改定においては、そのための検討に資するべく、現在の老人診療報酬における各診療報酬項目について精査し、可能な限り整理する方向で見直しを行うこととしてはどうか。

- 具体的には、

- ・ 現行の老人診療報酬点数表にのみ存在する診療報酬項目のうち、

- ① 「寝たきり老人在宅総合診療料」等については、今後老人の心身の特性を踏まえた在宅医療の充実を図る中で、重要性が増すことが予想されることから、引き続き存続させることが適切ではないか。

- ② 老人処置（1年を超える入院患者に対する褥瘡処置）等については、慢性期入院等に関する包括評価が普及する中で算定実績も少なくなっているが、このような項目については廃止を検討することとしてはどうか。

- ・ 同一診療行為に対する点数が老人診療報酬点数表と医科診療報酬点数表等とで異なるものについては、頻回実施の適正化のために設定されている項目に配慮しつつ、簡素化の観点から、原則として一本化することとしてはどうか。